

既設給水管の処分に関する確認について

お客さまが申し込まれた給水管の工事に伴い、発生する既設の給水管を処分する必要があります。

この給水管の処分は、本来、給水管を所有している方の責任で行っていただくものですが、お客さまが希望される場合は、水道局が無償で処分いたします。

水道局に処分を依頼される場合は、下記の依頼書を提出してください。

既設給水管の処分依頼書

東京都水道局長 殿

令和 年 月 日

このたび、私が申し込んだ給水管の工事に伴い、発生する給水管の処分を水道局に依頼します。

お客さま番号	—	—	工 種	改 造 ・ 撤 去
住 所	区	町	丁目	番 号
氏 名				